

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

○福島県文書等管理規則の一部を改正する規則	一	○職員の駐在及び駐在員の服務等に関する規程の一部を改正する訓令	一
○福島県公文例規程の一部を改正する訓令	二	○福島県公文例規程の一部を改正する訓令	二
○特別の資格又は職名を有する職員	三		

規 則

福島県文書等管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十二年三月二十六日

福島県規則第二十四号

福島県文書等管理規則の一部を改正する規則

福島県文書等管理規則(平成十二年福島県規則第百六十号)の一部を次のように改正する。

第二条第七号中「行政組織規則第二十二條の二の表の上欄に掲げる職」を削り、「第二十二條の三」を「第二十二條の二」に改める。

別表第二「商工労働部の項中」「福島県立会津高等技術専門学校(会技専) 福島県立浜高等技術専門学校(浜技専)」を「福島県立テクノアカデミー会津(テクノ会) 福島県立テクノアカデミー浜(テクノ浜)」に改め、同表「農林水産部の項中」「福島県相馬北部用水改良事務所(相用) 福島県富岡用水改良事務所(富用) 福島県会津南部ほ場整備事務所(会南ほ)」を「福島県富岡用水改良事務所(富用)」に改める。

様式第九号中「県報の締切日時」を「県報に登載する原稿の送付期限」に、「水曜日正午」を「火曜日」に、「その週の月曜日正午」を「前週の金曜日」に改める。

福島県知事 佐藤 雄 平

附 則

- この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。
- この規則の施行の際現に作成されている改正前の福島県文書等管理規則様式第九号による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

(文書法務課)

訓 令

福島県訓令第七号

特別の資格又は職名を有する職員の任命に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成二十二年三月二十六日

福島県知事 佐藤 雄 平

特別の資格又は職名を有する職員の任命に関する規程の一部を改正する訓令

特別の資格又は職名を有する職員の任命に関する規程(平成十年福島県訓令第二十四号)の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「産業廃棄物対策課」を「産業廃棄物課」に改める。

第四条第一号中「保健福祉部健康衛生総室医療看護課」を「保健福祉部健康衛生総室地域医療課」に改める。

第十三条中「農林事務所農業普及部」を「農林事務所農業振興普及部」に、「又は」を「若しくは」に改め、「もの」の下に「又は農業総合センター有機農業推進室に勤務する職員で同法第九条の資格を有するものうち知事が指定するもの」を加える。

第十五条第三号中「肉畜課科長」を「肉畜科長」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、第三条の改正規定、第十三条の改正規定(「農林事務所農業普及部」を「農林事務所農業振興普及部」に改める部分に限る。)及び第十五条の改正規定は、公布の日から施行する。

(人事課)

福島県訓令第八号

職員の駐在及び駐在員の服務等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成二十二年三月二十六日

本庁機関
出先機関

職員が駐在及び駐在員の服務等に関する規程の一部を改正する訓令
 職員の駐在及び駐在員の服務等に関する規程（昭和三十八年福島県訓令第三十四号）の一部を次のように改正する。
 別表衛生上の試験及び検査の業務に従事する職員の項の次に次のように加える。

医療機器関連分野 産業の振興及び集積に関する業務に従事する職員	福島市光が丘一番地 （公立大学法人福島県立医科大学）	医療機器に関連する分野の産業の振興及び集積に関すること。
------------------------------------	-------------------------------	------------------------------

別表郡山都市圏総合都市交通体系調査業務に従事する職員の項を削る。

附 則

この訓令は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、別表郡山都市圏総合都市交通体系調査業務に従事する職員の項を削る改正規定は、公布の日から施行する。
 （行政経営課）

福島県訓令第9号

福島県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
 平成二十二年三月二十六日
 本庁 機関
 出先 機関

福島県公印規程の一部を改正する訓令

福島県知事 佐藤 雄 平

福島県公印規程（昭和三十一年福島県訓令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中 「福島県部長印」 15の2 同 同
 福島県理事印 15の3 同 同 を「福島県」

部長印 15の2 同 同 「に、」 「15の4」を「15の3」に、「15の5」

を「15の4」に、「福島県局長次長印」 17の4 同 同 「福島県局長次長印」
 福島県課長印 18 方二二 同 を「福島県食産業」
 福島県課長印

印 17の4 同 同 「福島県局長次長印」 17の4 同 同 「福島県局長次長印」
 振興監印 17の5 同 同 「福島県局長次長印」 17の4 同 同 「福島県局長次長印」
 通課長

農林水産部生産流通総室農産物安全流に改める。

18 方二二 総務部文書管財総室文書法務課長 「」

第二条の二第一項第一号中 「福島県立テクノアカデミー」 101 方三三 福島県

郡山印 「福島県立テクノアカデミー」 101 方二二 福島

郡山印 「福島県立テクノアカデミー」 101 方二二 長

立テクノアカデミー郡山校 「」を 福島県立テクノアカデミー 201 同 福島
 会津印 福島県立テクノアカデミー 301 同 福島
 浜印

県立テクノアカデミー郡山校 「福島県現金出納員印（福島県立テクノアカデミー郡山）」
 県立テクノアカデミー会津校 「福島県現金出納員印（福島県立テクノアカデミー郡山）」
 県立テクノアカデミー浜校長 「」

に改め、同項第二号中 用）
 「福島県現金出納員印（福島県立テクノアカデミー郡山）」
 「福島県現金出納員印（福島県立テクノアカデミー郡山）」
 福島県立テクノアカデミー 113

会津校長印
 福島県立テクノアカデミー
 会津職業能力開発短期大学
 校長印
 同（学生証明用）
 福島県立テクノアカデミー
 会津職業能力開発短期大学
 校長印
 同（学生証明用）
 福島県現金出納員印（福島県立テクノアカデミー会津用）
 福島県立テクノアカデミー
 浜校長印
 福島県立テクノアカデミー
 浜職業能力開発短期大学
 校長印
 同（学生証明用）
 福島県立テクノアカデミー
 浜職業能力開発短期大学
 校長印
 同（学生証明用）
 福島県現金出納員印（福島県立テクノアカデミー浜用）

径二四
 福島県立テクノアカデミー郡山の
 福島県現金出納員
 を

113
 径二四
 福島県立テクノアカデミー郡山の
 福島県現金出納員

に改める。

15の4
福 島 県 管 理 監 印

に、

17の4
福 島 県 局 次 長 印

を

17の4
福 島 県 局 次 長 印

17の5
福 島 県 食 産 業 振 興 監 印

別表第一中

15の3
福 島 県 理 事 印

15の4
福 島 県 局 長 印

15の5
福 島 県 管 理 監 印

を

15の3
福 島 県 局 長 印

第十條中「、理事（福島県行政組織規則第二十二條の二の表の上欄に掲げる職をいう。）」を削り、「政策監」の下に「、食産業振興監」を加える。

313 径二四 福島県立テクノアカデミー浜の福島県現金出納員

312の2 方一八 同

312 方二二 同

311の2 方一八 同

311 同 同

310 方二二 福島県立テクノアカデミー浜校長

213 径二四 福島県立テクノアカデミー会津の福島県現金出納員

212の2 方一八 同

212 方二二 同

211の2 方一八 同

211 同 同

210 方二二 福島県立テクノアカデミー会津校

に改める。

福島県公文例規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

福島県訓令第十号

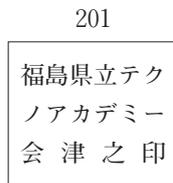
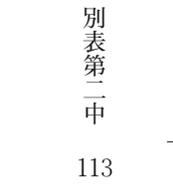
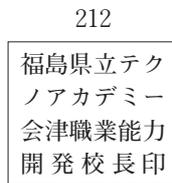
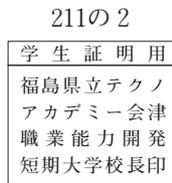
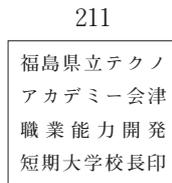
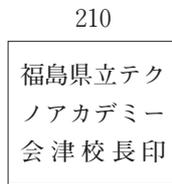
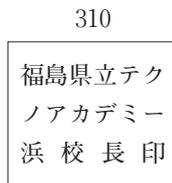
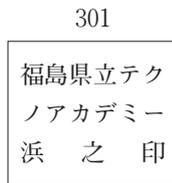
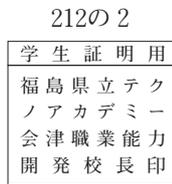
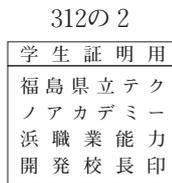
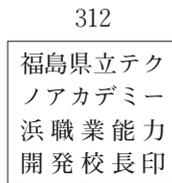
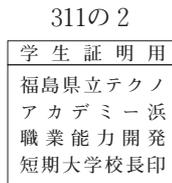
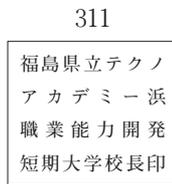
この訓令は、平成二十二年四月一日から施行する。

(文書法務課)

本庁機関関



に改め、同表備考中「113」の下に「、213及び313」を加える。



平成二十二年三月二十六日

福島県公文例規程の一部を改正する訓令

福島県知事 佐藤 雄平

福島県公文例規程（昭和三十五年福島県訓令第10号）の一部を次のように改正する。

「安全管理監」

第八条第二項の表中

過疎・中山間地域振興担当理事
子ども施策担当理事

を「安全管理監」に改め、同

空港担当理事

」

表備考一中「政策監」の下に「食産業振興監」を加える。

附 則

この訓令は、平成二十二年四月一日から施行する。

（文書法務課）